

12月は悪質商法撲滅月間です

今年は平成から令和への改元をはじめ、社会的な関心を集めた出来事が数多くありました。その一方で、天皇陛下のご退位に際し、高額な皇室関係の書籍を強引に契約させられる被害や、ラグビー観戦チケットの不正転売、消費税率引き上げを理由にした還付金詐欺など、話題に便乗した悪質商法の被害に関する相談が全国の消費生活センターへ多く寄せられました。



**TOKYO
OLYMPICS**

2020



来年も、東京オリンピック、パラリンピックの開催など大きなイベントが控えています。今後も話題を利用した悪質商法が発生する可能性がありますので、十分注意が必要です。

★悪質商法に被害に合わないためには、その手口を知る事が重要な対策になります。福岡県では12月を『悪質商法撲滅月間』と位置付け、県内で様々な啓発活動を行っています。太宰府市においても消費者啓発の強化イベントを実施します。

悪質商法撲滅月間キャンペーン

**悪質商法撲滅！
街頭啓発活動**

★ルミエール太宰府店前と明治屋ジャンボ市太宰府店前で街頭啓発活動を行います。

【日時】12月13日（金）午後3時から

消費者啓発パネル展

★身近な詐欺事件などの手口を紹介します。

【期間】12月2日（月）～13日（金）

【場所】市役所1階 市民ギャラリー



太宰府市消費生活センター

【開催日時】

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
（正午～午後1時は昼休み）
※予約不要

【場所】市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

【開催日時】

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時（一人30分程度）※要予約

【場所】市役所2階 201会議室

【問い合わせ・相談予約申し込み】

産業振興課 092-921-2121（☎内線440）